

日田市規則第1号

日田市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年1月16日

日田市長 棕野 美智子

日田市公印規則の一部を改正する規則

日田市公印規則（昭和33年規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後						改 正 前					
別表第1（第3条、第6条、第9条関係）						別表第1（第3条、第6条、第9条関係）					
略						略					
日田市長之印 建築住宅課	1	方21	(22)	建築住宅課		日田市長之印 建築住宅課	1	方21	(22)	建築住宅課	
						日田市長之契 印広域専用	23	方21	(23)	市民課	契印

日田市副市長之印	1	方21	(23)	総務課	
日田市会計管理者之印	1	方21	(24)	会計課	
日田市部長印	1	方21	(25)	総務課	
日田市課長印	1	方21	(26)	総務課	
日田市室長印	1	方21	(27)	総務課	
日田市長之印 何振興局	5	方21	(28)	各振興局	
日田市長之印 何出張所	2	方21	(29)	各出張所	
日田市何振興局長之印	5	方21	(30)	各振興局	
日田市何出張所長之印	2	方21	(31)	各出張所	
日田市福祉事務所長印	2	方21	(32)	福祉総務課	
	1	長方形 縦18 横8	(33)	福祉総務課	
	5			各振興局	
日田市福祉事務所印	1	長方形 縦24 横18	(34)	福祉総務課	契印
日田市立何こ	1	方21	(35)	高瀬こども	

日田市副市長之印	1	方21	(24)	総務課	
日田市会計管理者之印	1	方21	(25)	会計課	
日田市部長印	1	方21	(26)	総務課	
日田市課長印	1	方21	(27)	総務課	
日田市室長印	1	方21	(28)	総務課	
日田市長之印 何振興局	5	方21	(29)	各振興局	
日田市長之印 何出張所	2	方21	(30)	各出張所	
日田市何振興局長之印	5	方21	(31)	各振興局	
日田市何出張所長之印	2	方21	(32)	各出張所	
日田市福祉事務所長印	2	方21	(33)	福祉総務課	
	1	長方形 縦18 横8	(34)	福祉総務課	
	5			各振興局	
日田市福祉事務所印	1	長方形 縦24 横18	(35)	福祉総務課	契印
日田市立何こ	1	方21	(36)	高瀬こども	

ども園長之印			園	
	1	方21	光岡こども園	
	1	方21	つえっ子こども園	
日田市中央児童館長之印	1	方21	(36)	中央児童館
何振興センタ一長印	5	方21	(37)	各振興センター
日田市老人福祉センター所長之印	1	方24	(38)	老人福祉センター
日田市立何診療所長之印	2	方21	(39)	各診療所
日田市建築主事之印	1	方21	(40)	建築住宅課
日田市北友田3丁目地区集会所長印	1	方21	(41)	北友田3丁目地区集会所
日田市京町地区集会所長印	1	方21	(42)	京町地区集会所
咸宜園教育研究センター所	1	方21	(43)	咸宜園教育研究センター所

ども園長之印			園	
	1	方21	光岡こども園	
	1	方21	つえっ子こども園	
日田市中央児童館長之印	4	方21	(37)	中央児童館
何振興センタ一長印	5	方21	(38)	各振興センター
日田市老人福祉センター所長之印	1	方24	(39)	老人福祉センター
日田市立何診療所長之印	2	方21	(40)	各診療所
日田市建築主事之印	1	方21	(41)	建築住宅課
日田市北友田3丁目地区集会所長印	1	方21	(42)	北友田3丁目地区集会所
日田市京町地区集会所長印	1	方21	(43)	京町地区集会所
咸宜園教育研究センター所	1	方21	(44)	咸宜園教育研究センター所

長之印

一

別表第2（第3条関係）

(1)～(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

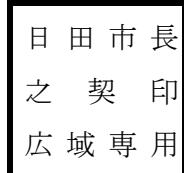
長之印

一

別表第2（第3条関係）

(1)～(22) 略

(23)



(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(28) 略

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(33) 略

(34) 略

(35) 略

(36) 略

(36) 略  
(37) 略  
(38) 略  
(39) 略  
(40) 略  
(41) 略  
(42) 略  
(43) 略

(37) 略  
(38) 略  
(39) 略  
(40) 略  
(41) 略  
(42) 略  
(43) 略  
(44) 略

## 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。